



埼玉県報

第287号
令和4年(2022年)
2月18日
金曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 九郷阿保領用土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 神川町土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 桶川都市計画事業上日出谷南特定土地地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- 羽生市岩瀬土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 久喜都市計画及び加須都市計画下水道の変更（下水道事業課）
- 県道上里鬼石線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道長瀬児玉線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（越谷建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク春日部梅田店

埼玉県春日部市梅田二丁目二十一ー一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外一者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年九月二十七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六百五十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①午前六時から午後十時

荷さばき施設②午前六時から午前八時三十分

届出年月日

令和四年一月二十六日

二 縦覧期間

令和四年二月十八日から令和四年六月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年二月十八日から令和四年六月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

みさと団地中心施設

埼玉県三郷市彦成三丁目百六十六番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）（店舗A）午前九時から午後三時三十分

（店舗B、E、F、H、L、O、P、V、Z、え、き、く）午前九時から午後七時

（店舗C、N、Q、R、あ、う）午前九時から午後七時三十分

（店舗D、G、M、S、U、お、か）午前九時から午後八時

（店舗T）午前九時から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時

ハ 変更年月日

令和四年二月一日

ニ 届出年月日

令和四年一月三十一日

二 縦覧期間

令和四年二月十八日から令和四年六月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年二月十八日から令和四年六月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	山崎 正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一

告 示

埼玉県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
神川町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出
があった。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	山崎 正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一

告示

埼玉県告示第百二十六号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
千代田建設株式会社	豊福一行	埼玉県坂戸市柳町十一番九号
株式会社神田組建設	神田吉春	埼玉県川越市牛子三百三番地二
株式会社松井解体	松井清司	埼玉県和光市下新倉五丁目十三番四十号の三十二
有限会社ヤマト	高橋肇	埼玉県熊谷市大麻生五百六十三番地十二
株式会社ケー・イズ・ベース	近藤唯之	一 埼玉県川越市笠幡三千五百九番地十

告 示

埼玉県告示第百二十七号

令和三年埼玉県告示第千三百三十八号で公示した公共測量は、令和四年二月四日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から桶川都市計画事業上日出谷南特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
羽生市岩瀬土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

退任した理事の氏名及び住所

伊藤 正男	埼玉県羽生市大字小松千二百三番地一
入江 敦	埼玉県羽生市大字中岩瀬七百四十五番地
入江 建夫	埼玉県羽生市大字中岩瀬七十二番地
岩田 勝	埼玉県羽生市大字中岩瀬千二百四番地
柿沼 孝明	埼玉県羽生市大字上岩瀬二千六百八十八番地
柿沼 福司	埼玉県羽生市大字上岩瀬千二百九十三番地
川田 房雄	埼玉県羽生市大字下岩瀬二百五十一番地二
渋澤 健一	埼玉県羽生市大字上岩瀬九百五十一番地
清水 親夫	埼玉県羽生市大字桑崎千三百五十番地
長谷部 栄	埼玉県羽生市大字中岩瀬千六十九番地い号
松本 英三	埼玉県羽生市大字下岩瀬九百九十四番地二
諸井 道雄	埼玉県羽生市大字加羽ヶ崎三百四十六番地一

就任した理事の氏名及び住所

伊藤 正男	埼玉県羽生市大字小松千二百三番地一
入江 敦	埼玉県羽生市大字中岩瀬七百四十五番地
入江 建夫	埼玉県羽生市大字中岩瀬七十二番地
岩田 勝	埼玉県羽生市大字中岩瀬千二百四番地
柿沼 福司	埼玉県羽生市大字上岩瀬千二百九十三番地
川田 房雄	埼玉県羽生市大字下岩瀬二百五十一番地二
小林 武	埼玉県羽生市大字上岩瀬二千六百七十七番地
清水 親夫	埼玉県羽生市大字桑崎千三百五十番地
長谷部 栄	埼玉県羽生市大字中岩瀬千六十九番地い号
堀口 雄一朗	埼玉県羽生市大字上岩瀬二千七百二十六番地
松本 英三	埼玉県羽生市大字下岩瀬九百九十四番地二
間中 健一	埼玉県羽生市大字加羽ヶ崎四百二十三番地

告示

埼玉県告示第百三十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和四年三月七日午後二時	有限会社ビツク不動産管理	後藤 徹郎	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬千二百七十三番地二

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三〇三会議室

告 示

埼玉県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり久喜都市計画及び加須都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画及び加須都市計画下水道古利根川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

久喜市吉羽及び西の一部

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 上里鬼石線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで</p>	<p>児玉郡上里町大字七本木字本郷下 三〇一二番一地先から同郡同町大 字七本木字本郷中三一六二番九地</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・四七 ） 二三・七〇</p>	<p>一〇・四七 ） 一一・八六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一六〇・四〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>歩道整備工事による。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

<p>路 線 名</p>	<p>上里鬼石線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字七本木字本郷中三一五七番一地从先から同郡同町大字七本木字本郷中三一六〇番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年二月二十一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和四年二月十八日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長七九・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

路線名	長瀬児玉線
供用開始の区間	本庄市児玉町小平字櫛林一一七四番 一地先から同市児玉町小平字櫛林一 一五三番一地先まで
供用開始の期日	令和四年二月十八日
備考	平成三十年十月九日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三一・五〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年二月七日

指令川建セ第〇三〇〇八一号

二 検査済証番号

令和四年二月十六日

川建セ第〇三〇二一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字原二千七百四十九番一、二千七百五十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都大田区北糀谷二丁目十番十三号

株式会社羽田パイプ製造所 代表取締役 野口 雄司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年二月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村

宏

	第一号	指定番号	
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類	
	令和四年 二月十八日	指定の年月日	
埼玉県蕨市中央一丁目百十七番一まで	埼玉県蕨市中央一丁目百十九番一まで	埼玉県蕨市中央一丁目百十番一から 埼玉県蕨市中央一丁目百十二番一まで	指定に係る道路の位置
四十八・八四	九十五・二三	五十七・八七	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
十二・〇	十二・〇	二十・〇〇百二・九 (面積五千六十九・三三 平方メートル)	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)